

令和 6 年度
教職課程
自己点検・評価報告書

別府大学
別府大学大学院

令和 7 年 3 月

別府大学 教職課程認定学部・学科（免許校種・教科）一覧

〔大学〕

- ・文学部（国際言語・文化学科（中・高 国語・英語・美術）、史学・文化財学科（中 社会、高 地歴公民）、人間関係学科（高 公民））
- ・食物栄養科学部（食物栄養学科（栄養）、発酵食品学科（中・高 理科））
- ・国際経営学部（国際経営学科 中 社会、高 公民・商業）

〔大学院〕

- ・文学研究科（日本語・日本文学専攻 中・高 国語、史学・文化財学専攻 中 社、高 地歴公民）
- ・食物栄養科学研究科（食物栄養学専攻 栄養）

大学としての全体評価

別府大学は昭和 26 年に開学し、建学の精神「真理はわれらを自由にする」のもとで特色ある教育を実践してきた。現在、大学は文学部、食物栄養科学部、国際経営学部の 3 学部を有し、文学部は国際言語・文化学科、史学・文化財学科、人間関係学科、食物栄養科学部は食物栄養学科、発酵食品学科、国際経営学部は国際経営学科をもって構成している。また、大学院は文学研究科、食物栄養科学研究科の 2 研究科を有し、文学研究科は日本語・日本文学専攻、史学・文化財学専攻、臨床心理学専攻、食物栄養科学研究科は食物栄養学専攻をもって構成している。

本学はこれら学部・研究科において教養教育・専門教育を実践する一方、各学科・専攻科に係る多様な教員免許状が取得できる教育課程を設け、学生のキャリア教育にも努めてきた。従来、これらの課程においては必要に応じて教育内容の点検と改善を行ってきたが、令和 4 年度から教職課程独自の自己点検評価を実施し、教職に係る教育体制や授業の改善を通じて教職教育の質保証に努めている。

第 1 回目（令和 4 年度）の自己点検評価においては、課題として①教職課程委員会に大学院担当教員を加えること、②教員の資質能力向上に向けた取組を行うことを指摘したが、これについては①大学院教職課程委員の設置、②学校現場を理解するための「学校体験活動」の開設、及び ICT 機器の活用の充実などの改善策を講じたところである。今回は第 2 回目の実施で、第 1 回目以降の状況を点検・評価し、新たな課題の提起とその改善方針の策定を行うものである。その具体については本論において詳述することとする。

自己点検評価書は 2 年に 1 度作成しているが、また毎年、大学全体の年次自己点検事業においても、当年の教職課程委員会の活動を点検・評価し、それを次年度の教育活動に生かしている。今後ともこうした取り組みを通して、「令和の日本型学校教育」を担う人材を育成するため、大学を挙げて教育の質の保証に取り組んでいく所存である。

別府大学
学長 友永 植

目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検・評価	4
	基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み	4
	基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援	8
	基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム	15
III	総合評価（全体を通じた自己評価）	17
IV	「教職課程自己点検評価・報告書」作成プロセス	18

I 教職課程の現況及び特色

1 教職課程の現況

(1) 大学名：別府大学

大学院名：別府大学大学院

(2) 学部名：文学部 食物栄養科学部 国際経営学部

大学院名：文学研究科 食物栄養科学研究科

(3) 所在地：大分県別府市大字北石垣 82 番地

(4) 教職課程の履修者数及び教員数

①教職課程の履修者数及び教員数

【学部】

学部	学科名	教科	免許種	教職課程履修者数				合計(※2)
				1年(※1)	2年	3年	4年	
文学部	国際言語・文化学科	国語	中1種	—	12	9	18	39
			高1種	—	12	9	18	39
		美術	中1種	—	4	3	2	9
			高1種	—	3	3	2	8
		外国語（英語）	中1種	—	6	7	8	21
			高1種	—	6	7	9	22
	史学・文化財学科	社会	中1種	—	25	22	27	74
		地理歴史	高1種	—	25	22	25	72
		公民	高1種	—	21	18	22	61
	人間関係学科	公民	高1種	—	4	1	1	6
食物栄養学科	食物栄養学科	—	栄養1種	—	5	12	7	24
	発酵食品学科	理科	中1種	—	5	9	3	17
			高1種	—	6	9	4	19
国際経営学部	国際経営学科	社会	中1種	—	0	0	1	1
		公民	高1種	—	0	0	1	1
		商業	高1種	—	0	0	0	0

※1：教職課程履修開始は2年次以降

※科目等は履修者数から外す

【大学院】

研究科	専攻	免許状の種類	教科
文学研究科	日本語・日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	
	史学・文化財学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
食物栄養科学研究科	臨床心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	食物栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	—

※本大学院では、専修免許状を取得するための基礎資格として、該当する免許種・教科（または栄養教諭）の一種免許状の所要資格が必要。このため、学生が「教科又は教職に関する科目」を履修するかどうかを判断し、人数を把握することが難しい状況である。

②教員数

令和6年度（令和6年5月1日現在）

		教授	准教授	講師	助教
文学部	国際言語・文化学科	8	4	0	0
	史学・文化財学科	5	0	2	0
	人間関係学科	1	2	1	0
	教職課程	1	1	0	1
食物栄養科学部	食物栄養学科	1	0	0	0
	発酵食品学科	4	0	0	0
国際経営学部	国際経営学科	7	3	0	0

*「教職課程の科目担当教員数」は課程認定上の専任教員として文部科学省に届け出ている人数

(5) 卒業者の現況

令和5年度卒業者（令和6年5月1日現在）

教科	免許種	中学校		高等学校	
		正規	他	正規	他
国語	一種	5	3	1	
美術	一種	1	1		
英語	一種	2	1		
社会・地歴・公民	一種	4	5	2	1
理科	一種	1			

* 正規には、私立学校就職者を含む。

2 特色

別府大学（以下、「本学」と称する。）における教職課程は、前身の別府女子大学が開学された翌年 1951（昭和 26）年に設置された。今年で 74 年の長きに渡り、教育界に有益な人材を輩出している。本学教職課程を運営する教職課程委員会は、教務委員会の統括の下にあり（「別府大学教務委員会規程」第 2 条 2 項）、教職課程に関する以下の各項について企画、審議し、必要な措置を講ずる（別府大学教職課程委員会規程 第 2 条）。

- 一 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定
- 二 教職課程の授業科目の整備及び設備の充実
- 三 教育実習の計画及び実施
- 四 教職課程の自己点検・評価に関するこ
- 五 その他の教職課程に関するこ

教職課程委員会は、教職課程の専任教員 3 名、各学科から選出された教職課程の授業科目を担当する専任教員 7 名、教務課長の計 11 名で構成されている。

<根拠となる資料・データ等>

- ・別府大学教務委員会規程（令和元年 9 月 18 日施行）
- ・別府大学教職課程委員会規定（令和 4 年 4 月 1 日施行）

II 基準領域ごとの教職課程自己点検評価

基準領域1 教職課程に関する教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目1－1 教職課程教育の目的・目標の共有

① 現状

本学は、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に則り、真理を求め自由を愛する文化的で自立した個人を育成し、民主的で平和な市民社会の実現を目指すことを大学教育の基本理念としている。

大学のDPとして、「教養（人間形成に資する幅広い知識、技術）」「専門力（専門に関する基本的な知識、技能）」「汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）」の3つの力を設定している。学修にあたっては、建学の精神に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した人間となることを基本的な目標とする。

教育課程の構成（CP）は、学習成果（到達目標）を適正に分類した科目区分（科目群）を設け、それに応じた科目を設定することを基本とする。必ず学修すべき内容を扱う科目は必修とし、科目の内容に応じて講義、演習、実験、実習の構成によって理論的かつ体験的に学習できるよう履修形態等の工夫をしている。教育指導にあたっては、建学の精神に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

これら大学の建学の精神、DP、CPを踏まえて、教職課程では目指す教師像「学問的真理探究の徒としての教師」を定めている。この教師像を実現すべく3つのあるべき姿を設定し、学生にメッセージを発信している。

○第1 得意分野を持つ個性的な教師：教師となる者は、ひとつの専門分野に対して生涯にわたって興味を維持し探求を続け、それを得意分野としてほしい。そして得意分野の探求を通して根源的な真理に接近することによって自由と普遍性を獲得し、地球的広がりをもつ視野を開いてほしい。

○第2 専門職としての実践的指導力をもつ教師：教師は教科等に関する専門的知識や豊かな教養を基盤にして教育の成果を最大限高めるための教育方法・教授技術を身につけてほしい。そのためには、人間の成長発達について深く理解し、発達段階に応じた適切な教育方法を模索しながら工夫する教師であること、また教師としての使命感をもち、職業人としての誇りをもった教師を目指してほしい。

○第3 豊かなコミュニケーション能力を持つ教師：教職員全体と同僚として協力し合い、保護者や地域住民と連携しながら教育の成果を最大限引き出すためには、相互の信頼関係に基づいたコミュニケーションが不可欠である。また児童・生徒に対しては、カウンセリング・マインドを実践しながら彼らが直面するさまざまな問題に対して真摯に向き合い、彼らの問題解決を効果的に支援できる教師を目指してほしい。

各学部学科・研究科専攻は、目指す教師像実現に向け、DPにおける「専門力（専門に関する基本的な知識、技能）」〈職業生活で評価される能力〉の学修成果の内容を教職課程教育の成果とリンクさせている。

【文学部】

○国際言語・文化学科：文芸や芸術の専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に日本語・日本文学コースは日本語力及び文章力、英語・英米文学コースは英語力及び文章力、

芸術表現コースは創造力及び作品制作能力を身につけている。

○史学・文化財学科：歴史学、文化財学の専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に資料を収集し分析する能力、観察力、洞察力、判断力、表現力、実践力を身につけている。

○人間関係学科：心理や福祉の専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特にコミュニケーション能力、チームワーク力を身につけている。

【食物栄養科学部】

○食物栄養科学科：栄養学及び健康科学の専門教育を通して、特に食・栄養・健康に関わる専門職業人として社会貢献する能力を身につけている。

○発酵食品学科：発酵食品学等のバイオサイエンスの専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に研究開発及び衛生管理の能力を身につけている。

【国際経営学部】

○国際経営学科：経営学の専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に経営管理及び情報処理の能力を身につけている。

【文学研究科】

○日本文学・日本語学、英米文学・英語学、芸術表現に関する知識を多角的に修得し、論文や作品にまとめる能力を身につけている。

【食物栄養科学研究科】

○専修免許を取得した栄養教諭としての使命を自覚し、食・健康に関する課題をとらえ、児童生徒への個別の相談指導と集団指導、さらには保護者や地域の住民への啓発活動を含む児童生徒を育てる社会環境における食育の担い手として十分な知識や技術を身につけている。

② 優れた取組

先述のように大学の建学の精神、DP、CP を踏まえて設定される「目指す教師像」は、『学生生活〔学則等諸規則〕』やホームページで公開周知されている。また教職課程履修者に対しては、教職課程履修開始時の教職履修カルテ説明会において伝達される。

本学の教職課程教育の優れた点の一つに、「教職履修カルテ」の活用があげられる。学修成果の可視化は、「教職履修カルテ」にて実現される。教職履修者は各学年前期・後期それぞれの成績が発表された後、単位を取得した科目についてカルテに学びの成果を記述していく。加えて1年に一度学生に課されるリフレクション（上述の「目指すべき教師像」に照らして、資質・能力を14の指標から自己評価を行う）を通して、目指すべき教師像に照らして資質・能力がどの程度備わったのか自己の能力の確認を行うことができる。

③改善の方向性・課題

学部学科・研究科専攻全体の取組上の課題として、学修成果の設定、検証・評価の観点から指摘する。

学修成果の設定については、各学部学科・研究科専攻が DP の「専門力（専門に関する基本的な知識、技能）」〈職業生活で評価される能力〉としてあげる学修成果が、教職課程として求められるものの、それが必要十分条件を満たすものか検討する必要があるだろう。例えば、文学部史学・文化財学科では、教員免許に加え、司書、司書教諭、学芸員の資格を取得するための科目も設定

しており、DPで示されている学修成果は、これら免許・資格に共通の能力として掲げているものである。教職で評価される能力として妥当な目標ではあるが、教職独自の目標を設定する必要があるのかどうか、検討が求められる。教職独自の目標を設定する場合には、「目指す教師像」とのリンクを意識し明確化することが重要である。

学修成果の検証・評価については、各学部学科・研究科専攻に所属する全教員のコミットのもと、教職課程履修者の学修過程における成果を検証・評価する体系的なシステムの構築に苦心する状況にある。教員同士で意思疎通をはかり、検証・評価をする機会を定期的に作っていくためにはどのような組織や機会が必要なのかといった点から検討を始めたい。特に、研究科専攻における取組上の課題としては、専修免許状取得の目的や目標の定期的な見直しを図ることがあげられる。近年、研究科専攻では教員免許状取得者がいない状況が続いている、整備が遅れていた。教員免許状取得希望者が出た際に即時に対応できるように整えておく必要がある。

<根拠となる資料・データ等>

- ・「別府大学の教育目標」『学生生活〔学則等諸規則〕2024年度』3-36頁。
- ・「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学習成果の目標）」（「別府大学の教育目標」『学生生活〔学則等諸規則〕2024年度』）
- ・「別府大学大学院 教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）」『大学院学生便覧 令和6（2024）年度』4-8頁
- ・「教職履修カルテ」

基準項目1－2 教職課程教育に関する組織的工夫

①現状

教員配置については、本学の規模から3名以上の教職課程専任教員を置く必要がある。現在教授1名、准教授1名、助教1名が配置されており、またその担当科目において教職課程認定基準を満たしている。教職員の協働体制については、以下に述べる教職課程の運営に関する組織において整備されている。

本学では、教職課程の運営に関して全学的な組織を設置し、教職課程専任教員と学部学科・大学院研究科の教職課程担当者とで適切な役割分担を行っている。全学的な組織として、教職課程委員会がある。教職課程委員会は、教員養成の理念や目標に即した教職課程運営と学生の学修について全教員が責任を共有するための組織として設置されている。当委員会は、文学部の3学科から4名（うち1名は、大学院文学研究科と兼務）、食物栄養科学部の2学科から2名（うち1名は大学院食物栄養科学研究科と兼務）、国際経営学部国際経営学科から1名の教職課程委員計7名と、教職課程専任教員3名、教務課長1名の計11名で構成されている。教職課程専任教員で構成される「教職課程」（ここでは、組織としての教職課程をカッコに入れて表記する。以下、同様。）は、教職課程委員会の運営の中心的役割を担っている。当委員会の運営内容は、「別府大学教職課程委員会規程」に定められており、先述（「I 教職課程の現況及び特色 2 特色」）のように以下にあげる教職課程に関する事項について企画、審議し、必要な措置を講ずることが任務とされている（第2条）。

- ・教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定
- ・教職課程の授業科目の整備及び設備の充実
- ・教育実習の計画及び実施
- ・教職課程の自己点検・評価に関すること
- ・その他教職課程に関すること

さらに本学教職課程委員会は、他の資格課程委員会（司書課程、学芸員課程、文書館専門職養成課程）とともに、教務委員会により総括され、必要な指示連絡調整等を受けることとなっている（「別府大学教務委員会規程」第2条2項）。

教職課程委員会は年に7回ほど開催され、急を要する案件については臨時に委員会を開催したり、メール審議を行うこともある。教員養成に関するさまざまな事柄を教職課程委員会と各学部学科、教務事務との間で協議し、全学的に対処している。

施設・設備の整備については、適宜教職課程委員会で議論され、導入されている。これまで、ICT教育環境の整備のため模擬授業用のタブレット10台、電子黒板5台を導入設置した。

教職課程に関する授業の質向上については、全学的に行われる授業評価アンケートが活用されている。前期と後期に実施される授業評価アンケートの結果から各教員は自らの授業を振り返り、その質の向上に努めている。さらに、毎年行われる「学生代表との点検・評価会議及び授業改善を図るための会議」において出された教職課程に関する学生代表からの意見に対応している。

教員養成の状況についての情報公開は、ホームページの「情報公開」（「III 教職課程の教員養成状況」）において行っている。ここでは、「(1) 教員の養成の目標及び計画」、「(2) 教員養成に係る組織及び教員数」、「(3) 教員が有する学位及び業績並びに教員が担当する授業科目」、「(4) 教員養成に係る授業科目、授業計画（シラバス）」、「(5) 卒業者の教員免許取得状況」、「(6) 卒業者の教員への就職状況」、「(7) 教員養成の質の向上に係る取組」を掲載している。

②優れた取組

組織的工夫として、教職課程運営の土台として設置されている「教職課程」と教職課程委員会の協働によって教職課程運営が円滑に行われている点があげられる。年7回程度実施される教職課程委員会の開催に当たっては、「教職課程」において教職課程会議を開催している。同会議では、教職課程委員会に提出する議題・報告が調整される。教職課程会議での議論・調整を経た内容が教職課程委員会に提案され、委員会で議論及び認識の共有が行われる流れで、本学教職課程教育の運営が進められてゆく。各学部学科の教職課程委員会メンバーは、各教科指導法担当者を中心に構成されていることから、教職課程履修者の履修状況の理解が深く、また教職課程の運営に対して積極的かつ協力的であるという強みを持つ。

教職課程履修辞退者の把握についても、「教職課程」と教職課程委員会が協力し行っている。3年次の教育実習内諾説明会以降、教職課程履修を辞退する者については、教職課程委員長と学科の教職課程委員会委員の2名による面談を必須とし、学生の辞退の意向と理由を把握している。学年を問わず、辞退手続き完了後には、「教職課程」と教職課程委員会メンバーとで情報を共有している。

③改善の方向性・課題

教職課程委員会の組織的な課題を、各学科研究科の教職課程委員会メンバーの充足と実務家教

員配置の観点から指摘したい。

各学科が認定する免許状に対応できる教員については、全ての免許状に対応する教員が配置されていないという現状が指摘される。例えば、文学部国際言語・文化学科では、国語・英語・美術の免許状が取得可能だが、教職課程委員会に参加しているのは国語関連の教員 1 名のみである。同様の課題は、大学院文学研究科においても指摘される。これは、「1 つの委員会に各学科から 1 名」という本学の方針に沿ったものであるが、検討の余地がある。さらに、各研究科（文学研究科、食物栄養科学研究科）の教職課程委員会委員は、それぞれ国際言語・文化学科、食物栄養科学教員の兼務となっている。専任担当の必要性について検討が必要である。

実務家教員については、令和 6 年度までは配置していないが、来年度（令和 7 年度）、「教職課程」に元県立高校校長経験者の本学教員を実務家教員として加えることにしている。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・別府大学 HP 「情報公開 III 教職課程における教員養成の状況」
- ・「別府大学の教育目標」『学生生活〔学則等諸規則〕2024 年度』3-36 頁。
- ・別府大学教務委員会規程（令和元年 9 月 18 日施行）
- ・別府大学教職課程員会規定（令和 4 年 4 月 1 日施行）
- ・「学生代表との点検・評価会議及び授業改善を図るための会議」

基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目2－1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成

① 現状

各学部学科では、教職課程で学ぶにふさわしい学生像について、学生募集時にアナウンスを行っている。さらにオープンキャンパスでは、各学部学科の紹介とともに各学部学科で取得できる免許状やそのカリキュラムについて説明をしている。

入学後には、各学部学科の1年次開講科目「導入演習」「基礎演習」の授業で、教職課程履修について説明が行われている。

本学の教職課程履修は2年次からスタートする。履修開始に向けて、例年、前年度の12月に教職課程履修説明会を実施している。説明会では、申込書を配布するとともに履修を希望する学生に対して本学の免許状取得までの流れや、履修をするにあたっての注意事項など、教職課程履修について検討するために必要な情報を提供している。

教職課程の履修の開始・継続に際しては、それぞれに基準を設ける。教職課程履修開始時には、「履修開始前年終了時の通算GPAが、2.0以上」であることを求めている。さらに、4年次の「教育実習」の履修に際しては、3年次終了時点で特別の基準を設けている。具体的には、①教養科目および専門科目は、100単位以上修得していること、②教科及び教職に関する科目は、各教科教育法または学校栄養指導論の科目を除いて、10単位以上を修得していること、③原則として、「教職論」「教育課程論」「教育方法論（ICT活用を含む。）」（栄養教諭免許状取得者は、「道徳の理論、総合的な学習の時間の指導法および教育方法論」、「発達心理学」「特別支援教育論」及び、各教科教育法または学校栄養指導論の単位を修得していること、④『教職履修カルテ』が作成・管理されていること、⑤3年次終了時の通算GPAが、2.0以上であること、⑥教員になる強い意思を有していること、⑦教育実習生としての資質・能力をもっていること、である。これら①～⑦の基準をクリアしているかどうかは、3年次の成績発表後に教職課程委員会メンバーが集めて開かれる、教育実習履修判定会議にて議論される。なお、判定で不可となった場合は4年次で教育実習を履修することができない。

研究科専攻では、両研究科合同で大学院案内のパンフレットを作成し、文学部・食物栄養科学部の学生や他大学に配布を行うとともに、HPにも掲示している。毎年7月には大学院説明会をおこない、本学大学院研究科で取得できる教育職員免許状等の資格関連科目について詳細に説明を行っている。人材育成としては、指導教員を通じて、専修免許状取得希望者に関する情報を各専攻の教員間で共有し、適宜指導をおこなっている。

②優れた取組

教職課程履修者の適性や資質に応じた教職指導として、「教職履修カルテ」の活用と個人面談の実施を挙げることができる。

「教職履修カルテ」は本学教職課程履修の要である。先述（II 基準領域ごとの教職課程自己点検評価 基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み 基準項目1－1 教職課程教育の目的・目標の共有 ②優れた取組）のように教職履修者は、「教職履修カルテ」への取組を通して学習成果を可視化し、目指すべき教員像にいかに自分が近づいているかを確認する。これに加え、「教職履修カルテ」は教員が教職履修者への教職指導を行う際にも活用される。「教職履修カルテ」では、教員からのコメントを充実させている。現3・4年生につい

ては教職課程専任教員が当該年度の教職課程の学びについて、現2年生は科目担当教員が各科目についてコメントを記し、総括や評価、助言等を伝えている。

個人面談については、各学部学科において定期的に年2回以上実施されている。その中で教職志望者に対しては、教職に必要な資質の説明を行い、教職課程履修による学生の資質向上の度合いを確認している。

② 改善の方向性・課題

課題として、履修者の進路選択における問題点について述べたい。教職履修者において、教員を志望しつつも適性や力量に課題を持つ者が皆無とは言い難い。適性については、今後も教職の魅力とともに厳しさ、とくに採用試験の状況を伝えていく努力が我々に求められる。力量については、特に授業力においてその基準を担保する必要がある。この課題をクリアするため、各教科の「教科教育法」で実施する模擬授業の最低基準を定めた。令和7年度からは、この評価基準に則った指導・評価が行われる。(「教科教育法における模擬授業の評価基準」)

また、大学院研究科専攻においては、教職教育の改善がカリキュラム整備にとどまり、教員としての適正・力量の育成に及んでいないことも懸案である。研究科専攻では教育職員免許状取得者が近年いないために具体的な活動が実施できていないが、専修免許状取得希望者を増やす手立てとともに、研究科専攻生と学校現場をつなぐ方法を整えておく必要がある。

さらに、DPを踏まえた適切な教職課程の規模の検討も求められる。

<根拠となる資料・データ等>

- ・「教職課程履修上の注意」
- ・「教職履修カルテ」
- ・「教科教育法における模擬授業の評価基準」令和7年1月制定

基準項目2－2 教職へのキャリア支援

①現状

採用試験に向けた取り組みとして、1次試験の教職教養と教科教養への対策、および2次試験の対策を実施している。具体的には、1次試験対策に関しては勉強会を実施している。2次試験については模擬授業を実施するとともに、大学のキャリア支援センターの協力を得て面談指導も行っている。

学生の教職に従事する意欲や適性を把握するため、様々な機会を設定している。各学部学科では、所属学生に対して演習担当教員が行う個人面談の際に教職課程履修の意志が確認され、学科教員間で情報の共有が図られている。また、教職課程委員会メンバーは、それぞれが担当する科目の中で適宜、教職志望の意識や進路調査を行っている。例えば、年2回行われる個人面談において、教職課程履修者が希望する免許状の学校種・教科を確認し、その情報を学科教員で共有している。その際、中学校と高校の両方の免許状を取得するよう勧めている。特に史学・文化財学科では高校に関しては、地理歴史科と公民科の両方の免許状を取得するように指導している。また、学生には複数の免許状を取得するように指導しているが、これは学校としての教員免許状取得の件数の増加を促し、さらには学生の進路の選択の幅を広げることにもつながる。また、3年

次生科目「実習指導（事前・事後）」では実習後にレポートの提出を求め、そのレポートをもとに教育実習の成果や教職志望意識を確認する面談を行っている。

教職に就くための各種情報提供は、キャリア支援センターとの連携が重要である。同センターに寄せられる私立学校の求人募集の情報は、教職課程専任教員及び該当する免許状が取得可能な学部学科の教職課程委員会メンバーに共有される。情報を受け、教職課程専任教員と教職課程委員会メンバーは、各教職課程履修者の進路希望を勘案した上で教職課程履修者に情報提供し、就職活動を支援している。公立学校採用試験については、採用試験の内容、願書の提出等多岐にわたる情報提供が、授業や勉強会を通して行われる。

②優れた取組

キャリア支援の優れた取り組みとして、学生と学校現場・教育従事者をつなぐ活動を行っている点があげられる。教職志望者を対象としたセミナー等を開催し、教職志望意識の涵養や教員として必要な知識の獲得の契機としている。例えば、国際言語・文化学科では、令和6年11月16日（土）に国語教育講演会を開催し、登壇者から国語教師として身につけるべきことについてのお話を伺った。さらに、「教職課程」では、教職課程OBOGを招き「教職課程履修者と教職従事者の交流会」を2回開催した。1回目（令和6年12月14日）には、教職課程履修者が取得免許状ごとに集い、当該教科の教員として従事するOBOGから学校や生徒の様子や教師としての生活、さらに大学自制の過ごし方など多岐にわたる話をうかがった。2回目（令和7年2月8日）は、「授業力UP」講座と題して、教職履修者が実施する模擬授業にOBOGがコメントし指導を行う会を開催した。

交流は、対面のみに限定されない。教職課程履修者全員に配布される、教職課程作成の冊子『教職への道』のなかに、「卒業後の私」と題するコーナーを設けている。このコーナーでは、執筆するOBOGの教員採用試験合格までの取組（大学生活の過ごし方や、採用試験の勉強方法、講師経験等）や教員としての勤務実態、さらに後輩へのエールを記してもらっている。

③改善の方向性・課題

課題として、教員採用試験合格に向けた多角的な指導の充実があげられる。令和6年度に実施された採用試験の結果をみると、教員採用試験受験者における一次試験突破率は80%を超えたのに対し、一次試験突破者における最終合格（二次試験合格）の割合は50%にとどまった。その要因は様々あると思われるが、ここでは学科による二次対策の整備と学校現場との関わりの2点から述べたい。

1点目の学科による二次対策の整備については、特に模擬授業に関する部分で学科教員の協力が重要である。現状では、各学科の模擬授業へのサポートには差がある。各学科各免許状における一定水準のサポート体制の整備が必要であろう。

2点目の学校現場との関わりとの関連については、教育実習が大きな役割を果たすことが考えられる。先述した、一次試験を突破しつつも二次試験に合格できなかった50%の学生について概観すると、一定数の学生が秋（9月以降）に教育実習を実施していた。実践力が問われる二次試験の前に教育実習を経験していなかったことが少なからず結果に影響していたのではないかと考える。この点を改善するため、教育実習が二次試験前に実施できるように実習校と調整することや、学校現場と関わる機会を提供することが重要となるだろう。後者に関して言えば、教職課程の自

由科目「学校体験活動」の取組が解決策の一つとなるかもしれない。この「学校体験活動」は、2年生で「学校体験活動Ⅰ」（前期集中）、「学校体験活動Ⅱ」（後期集中）、3年生で「学校体験活動Ⅲ」（前期集中）、「学校体験活動Ⅳ」（後期集中）を設定しており、令和6年度の2年生から年次進行で開講されている。体験内容として、小・中・高校や地域の教育機関の見学や子どもたちへの教育支援、教育関係者との交流・意見交換を設定している。これらの取組によって、教員としての実践力の向上を目指したい。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・「教職履修カルテ」
- ・『教職への道』

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目3－1 教職課程カリキュラムの編成・実施

①現状

シラバスでは、建学の精神や各学科の目的等を踏まえつつカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成し、さらに各科目の学習内容や評価方法等を明確に示している。シラバスは、各教員が作成後、教職課程委員会委員長によって確認が行われる。

先述（基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援 基準項目2－1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成 ①現状）のように、教職課程履修時、教育実習履修時に履修要件を設定している。一定の科目及び単位の修得、GPAのポイントをクリアした者が教職課程での学びを積み重ねていく仕組みとなっている。その際、学修成果を可視化するものとして「教職履修カルテ」を用いている。各学期終了時に学生が記入する「教職履修カルテ」をもとに、教員は学生の学習状況に応じた指導を行っている（基準領域1 教職課程に関する教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み 基準項目1－1 教職課程教育の目的・目標の共有 ②優れた取組、基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援 基準項目2－1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成 ②優れた取組）。「教職履修カルテ」の記述の蓄積は、教職実践演習時に活用される。学生は、教職実践演習初回までに「教職履修カルテ」を振り返り、各自が学修過程を確認し教職実践演習での学びに繋げる。教員は教職実践演習初回に提出される「教職履修カルテ」の記述内容を確認し、状況に応じて個別の指導を行っている。

ICT機器活用に関する実践は、「教育方法論（ICT活用を含む。）」にて行われている。具体的には、九州地区で多く使用されている「ロイロノート」というICTツールを使用して、授業者がどのようにICT機器が授業で活用できるのかを実践し、学生に示している。学生は授業者が作成する「カード」を用いて生徒役として参加するとともに、プロジェクターに示される授業者の画面を見ながら、教師アカウントで実践できることを学ぶ。同授業において、他のアプリケーションや学習支援ソフト（パワー・ポイントやTeams等）の特長を考えながら、ロイロノートでしかできないことを考える授業を行っている。そこでは、ロイロノートだからこそできること（思考ツールの即時的な提示や学習者の回答を統制しながら全体と共有できること等）を実感するとともに、「顔を合わせずに自分の意見をはっきり言いやすい」（学生レポートより抜粋）など、生徒目線でICTを活用した授業について考えることが可能となる。

②優れた取組

優れた取組として、教職課程カリキュラムに関して、基準単位数よりも多くの科目を設定している点があげられる。教育職員免許法施行規則で定める単位数よりも多くの単位を修得する機会を提供することを通して、各免許状取得者としての学問的深まりを支援し、「学問的真理探究の徒としての教師」を目指す。

主体的・対話的で深い学びへの対応として、学習指導要領によりマッチしたカリキュラム内容、そして学習方法を取り入れている。例えば、国際経営学部国際経営学科では、各専門科目において、必要な知識のインプット学習のみならず、アクティブラーニング型・PBL型授業が実施されている。各専門科目の学修を通じて、地域の問題解決能力を有する人材育成が目されており、教職履修者においても同能力が備わっている。

③改善の方向性・課題

教員育成指標を踏まえたカリキュラム編成の充実が求められる。大分県教育委員会が改訂した「大分県公立学校教員育成指標」について、教職課程委員会メンバーで再度育成指標を共有し、いかにカリキュラムに反映していくかを検討する必要がある。

カリキュラムの運営に関しては、授業の時間帯について検討する必要があるかもしれない。例えば食物栄養科学科では、通常管理栄養士養成科目の実習が午後に入っており、その授業後に教職の科目が続く。このような流れの中で、多くの学生に疲労が見られ十分な思考や指導案作成の時間の確保が難しい状況にある。適切な授業時間帯の検討と実施に向けた調整が求められる。

また、各免許状に含まれる分野における授業の偏りを是正することも必要である。例えば、発行食品学科では理科の免許状が取得可能であるが、学科の専門性との関連から生物と化学に関する内容が中心となっている。物理や地学に関する内容を含んだより広範な知識・技術を学生が修得する機会の設定について検討する必要がある。

<根拠となる資料・データ等>

- ・「別府大学の教育目標」『学生生活〔学則等諸規則〕2024年度』3-36頁。
- ・「教職課程履修に関する規程」『学生生活〔学則等諸規則〕2024年度』169-190頁。
- ・「別府大学大学院 教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）」『大学院学生便覧2024年度』4-8頁。
- ・「専修免許状の取得について」『大学院学生便覧令和6（2024）年度』31-35頁。

基準項目3－2 実践的指導力養成と地域との連携

①現状

実践的指導力養成のため、3年生前期の「生徒指導論（進路指導を含む。）」で進路指導のロールプレイを行っている。ロールプレイでは、学習者を複数の班に分け、班につき一人を生徒役として指名する。生徒役の学生には授業者が作成した条件（教師志望である、親から県外に出ることを禁じられている等）を見せる。他の班員は教師役として時間内に進路指導を行う、という内容のものである。この活動を通して、進路指導では多角的な情報収集を行う必要性や、本人だけではなくご家庭の意向を把握する重要性を学生は学ぶ。また、4年後期の「教職実践演習」では、3回ケーススタディを行っている（1回目：発達障害、2回目：いじめ、3回目：不登校）。例えば、3回目のテーマ「不登校」では、授業者が不登校研究を専門として何人もの不登校経験者と話をしてきた経験を生かしている。架空の不登校経験者（以下、不登校生徒A）の「教師に対する訴え」を作成し、この訴えを聞いたときに教師としてどのように対応するのか、ということを考えさせた。学生は授業者に質問したり、班員と議論したりすることを通じて、どのような対応や支援を行ったら不登校生徒Aが登校できるのか、または不登校生徒Aが安心できる居場所を作れるのかを考えていた。上記のロールプレイやケーススタディはある程度基礎的な学習を終えたあと、実際に現場に立つことを想定して行われる活動である。必ずしも実際の児童生徒と対峙するわけではないが、現場に近いリアリティを想定することができる活動となっている。

教員としての資質能力向上を目指した体験活動として、「介護等体験実習」（3年次）、「学校体験活動Ⅰ・Ⅱ」（2年次）をカリキュラムに設定している。「介護等体験実習」「学校体験活動Ⅰ・Ⅱ」と共に、活動に際しては事前のガイダンスを行っている。体験後には振り返りを行い、活動の記

録、活動から学んだことの整理・共有を通して、教師像の確立や力量形成の契機としている。

地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新事情について、別府市教育委員会の指導主事にお話しいただく場を、「教職実践演習」の授業で設定している。内容は、学習指導と生徒指導についてであり、それぞれ1回ずつ計2回お話をいただいている。「教職実践演習」の履修者は教育実習を終えており、指導主事の話は教育実習で見た学校現場や生徒たちの姿の理解を深める契機となっている。

②優れた取組

優れた取組として、本学を卒業し教員となったOBOGを招いた交流会の実施があげられる。OBOG交流会は、学生が学校の最新事情についての情報を得たり、実践的な指導力を向上させる好機である。令和6年度には2回開催した同会は、それぞれの回で異なる目的を設定した。1回目（令和6年12月14日実施）の目的は、学校現場の理解である。教職課程を履修する学生を各学年と取得免許状で分け、当該教科担当教員として教壇に立つ各OBOGとの交流を行った。そこでは現場の教員の生の声として、授業やその他の業務内容、子どもたちの状況や教師としてのやりがいなど多岐にわたる話が学生に伝えられた。2回目（令和7年2月8日）の目的は、実践的指導力養成である。「授業力アップ講座」と銘打ち、学生が行う模擬授業をOBOGが見学し、指導を得る会を開催した。学生の有志が行った授業について、OBOGから日々の実践を例として挙げつつ授業を行う意義や目指すべき成果、発問の妥当性等についてアドバイスが行われた。学校での教育経験がない学生は、生徒を目の前にして授業をしているOBOGからの具体的な助言を得て、実践的指導力を向上させることができた。

また、各学科教員と本学を卒業して教職に従事する人材、その他の教科に関する教員との関係性が密接であることも特筆すべきことである。例えば、国際経営学科においては、教職課程担当教員が特に商業科の教員と情報交換を行うなど関係性を構築しており、教科指導法の授業で実践的な指導を受ける機会を得ることが可能である。

③改善の方向性

教職課程委員会と教育実習協力校との連携が弱い点は引き続き課題である。県内で実習を行う学生については、各学科教員等（教職課程委員、学科ゼミ担当、「教職課程」教員）が研究授業の見学を行っている。他方で県外の実習生については、実習終了後にお礼と実習の状況を尋ねる文書を郵送するにとどまる。県外での教育実習に対しても、県内同様に教育実習協力校との連携を整えていく必要がある。

また、ICT機器の活用においても課題は残る。ICT機器を活用して、「情報活用能力」を育てるこのできる教師の育成は道半ばである。また、実際に体験できているICT機器がロイロノートに限定されているのも課題といえるだろう。今後は、多様なICT機器や学習支援ソフトに触れながら、これらを活用して情報活用能力を育成する実践例を紹介する必要がある。

<根拠となる資料・データ等>

III. 総合評価（全体を通じた自己評価）

各学部学科・研究科専攻における教職課程教育は、それぞれの学問的特色を活かしたものであ

るといえる。その成果は、大分県を中心とした九州への教員輩出という成果へ結実している。

その一方で、教職課程教育で求められるものへの対応が必要であることも実感された。大分県教員育成指標の改訂内容を教職課程委員会で共有し、それに基づいたカリキュラムの改善を通して一層の教職課程教育の充実を進めたい。

前回 2 年前の報告書作成時にみつかった課題のいくつかは、この 2 年間でクリアすることができた。前回から改善に至ってない事項については、今後教職課程委員会及び大学全体として取り組んでいきたい。

IV. 「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス

今回の「教職課程自己点検評価報告書」作成にあたっては、教職課程委員会のメンバーを中心として、所属学部学科・研究科専攻及び教職課程全体について執筆・情報提供した内容を、「教職課程」が取りまとめた。以下、そのプロセスを記す。

令和 6 年 9 月 10 日	「教職課程」において報告書作成の目的・作成プロセス等を確認
令和 6 年 9 月 25 日	教職課程委員会において報告書作成の目的・プロセス等を確認
令和 6 年 9 月 25 日 ～11 月 30 日	各学部学科・研究科専攻において該当項目を執筆
令和 6 年 12 月 1 日 令和 7 年～1 月 28 日	「教職課程」における報告書の作成及び全体の取りまとめ
令和 7 年 1 月 29 日	教職課程会議（「教職課程」における会議）への「教職課程自己点検評価報告書（案）」提出
令和 7 年 2 月 12 日	教職課程委員会への「教職課程自己点検評価報告書（案）」提出
令和 7 年 2 月 12 日 ～2 月 22 日	教職課程委員会メンバーによる内容チェック
令和 7 年 3 月〇日	大学改革推進会議への提出
令和 7 年 3 月〇日	大学企画運営会議への提出・承認